

別紙第5

避難段階の計画

要旨	町は、避難の指示を住民に確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行います。
----	--

関連する計画

町	避難実施要領 ----- 避難実施計画、町立病院医療実施計画、町立病院避難計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、高齢者・障害者・乳幼児等の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画 ----- 避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導 ・県内の避難住民は非常に多数で、避難も長距離、長時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・県内の避難住民は多数で、避難も中距離、中時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・県内の避難住民は少数で、避難も短距離、短時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等は不要

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 県、町を含む地域に警報が発令され、町に避難の指示が伝達されたとき

← 要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了したとき

イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

また、避難住民等の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難の指示を受け次第、直ちに避難実施要領を定め、迅速に避難の指示を住民に伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力及び県等関係機関と緊密な連携を行いながら、必要な職員・装備等を最大限活用して的確かつ迅速な避難住民の誘導を行います。

その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難に配慮します。

また、避難完了の確認を確実にを行うとともに、避難中の町内の警戒措置、安全管理については、警察、自衛隊の部隊等と調整します。

(2) 実施要領

ア 警報、避難の指示の的確かつ迅速な伝達及び情報収集

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

町は、全町を挙げて避難住民の誘導体制をとるとともに、対策本部による総合調整を行います。

ウ 避難実施要領の策定及び通知

町は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、米子警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

避難実施要領を定めたときは、できる限り速やかに住民、関係のある公私の団体に伝達するとともに、町の他の執行機関、知事（防災局）、消防団長、米子警察署長、境海上保安部長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

エ 避難住民の誘導の実施

町は、自主防災組織、消防団等の協力の下、県、関係機関・団体と連携して避難住民の誘導を実施し、速やかに避難を完了します。

避難住民の誘導はできる限り自治会等又は事業所等を単位として実施します。

(ア) 避難住民の誘導

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

町は、避難経路における食品、飲料水、医療の提供などを行います。

また、必要に応じ避難経路に当たる市町村等への応援要請を行います。

(ウ) 避難先地域における住民との連絡

オ 避難完了の確認

町は、消防団、自主防災組織、自治会、施設管理者等の協力の下、避難住民の誘導時に避難住民を把握し、また、関係機関と連携して要避難地域の避難状況を確認し、避難完了の確認を行います。

また、関係機関と連携し、避難中及び避難後の町内の無人化に伴う警戒措置、安全管理を実施します。

カ 受援の準備

町は、避難先市町村に先遣隊を派遣して連絡調整を行い、速やかに避難住民の受入体制及び避難住民等の受援体制を準備します。

キ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

ク 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、正確な情報の提供、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置については、県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 町

機関名		内容
共通		1 各課個別の業務のほか町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務部 (総務課)	[防災班]	1 国民保護措置の総括に関する事 2 対策本部の運営に関する事 3 避難の総合調整に関する事 4 避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整に関する事 5 警報の伝達、避難の指示の経由に関する事 6 消火、救急、救助等に関する事 7 防災行政無線の使用・維持に関する事 8 危険物質等の保安対策、対処に関する事 9 赤十字標章等の使用申請及び特殊標章等の交付に関する事 10 消防団の指揮・運用に関する事
	[総務班]	1 職員のサービス、給与、動員、派遣、受入等 2 職員の活動支援、安否等に関する事 3 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 4 人権の擁護に関する事 5 自治会・自主防災組織との連絡調整・支援 6 町議会に関する事 7 町役場・仮庁舎・現地対策本部・現地調整所の設置、移転等 8 その他各課の事務に属さないこと
	[財政班]	1 運送の手配、運営 2 応急公用負担等に関する事 3 国民保護措置関係予算その他財政に関する事
	[広報班]	1 警報、避難の指示等に係る広報・広聴
情報部 (企画政策課)	[情報班]	1 写真等による情報の記録・収集等 2 被災情報の収集、提供等に関する事 3 安否情報の収集・提供
物資部	[物資班]	1 費用の出納及び物品の調達に関する事

(出納室・議会事務局)		2 義援金・義援物資の集配等
民生部 (町民生 活課・保 育園)	[衛生班]	1 トイレ・風呂等の確保、提供に関すること 2 遺体の回収、搬送に関すること 3 有害物質等の保安対策、対処に関すること 4 河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処等に関すること 5 食品衛生、食中毒防止等
	[民生班]	1 戸籍等の保護 2 外国人への情報提供及び避難に関すること 3 保育所園児の避難等に関すること
	[税務班]	1 各課の応援
福祉部 (健康福 祉課・公 民館)	[福祉班]	1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に関すること 2 避難住民等に対する医療、助産の提供に関すること 3 感染症の予防、対策等に関する避難先地域との連絡調整に関する こと 4 町立病院の医療、助産、避難に関すること 5 他課に属さない生活支援及び保護
	[避難所班]	1 避難住民の誘導 2 集合施設の運営及び避難先地域の避難所の開設に関すること 3 避難住民等への食品の給与に関すること 4 避難住民等への生活必需品の給与に関すること 5 避難住民等の健康維持、保健衛生に関すること
	[ボランティア班]	1 ボランティアの流入防止・周知に関すること
産業部 (産業 課)	[商工班]	1 観光施設等の避難に係る連絡調整
	[農林班]	1 各課の応援
土木部 (建設課 ・上下水 道課)	[建設班]	1 避難道路の状況確認・確保・情報提供に関すること 2 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等に関する こと 3 武力攻撃災害の応急復旧等に関すること 4 応急復旧資材等の調達に関すること 5 公共土木施設等の状況把握、対策に関すること 6 避難に係る土地の使用等に関すること 7 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること 8 市街地等の状況把握 9 特殊車両の通行許可
	[上下水道班]	1 避難住民等への飲料水の供給に関すること 2 避難の間の水質検査

教育部 (教育委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の避難等に関すること 2 避難所の確保、開設、運営に対する協力に関する避難先地域との連絡調整に関すること 3 文教施設等の状況把握、対策、提供に関すること 4 文化財の保護・移転に関すること 5 応急教育等に関すること
各種委員(会)事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の応援
町立病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 町立病院の患者等の避難 2 避難住民への医療の提供、救護班派遣等
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導・確認 2 被災者の捜索、救出 3 消火及び武力攻撃災害対処 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集

(2) 県

機関名	内容
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県対策本部の設置 2 警報の通知、避難の指示 3 県内の国民保護措置の総合調整 4 県内の避難の総括 5 県外避難時の調整 6 武力攻撃災害対処の総括 7 救援の準備

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の準備、実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送
-------	--------------------

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領**(1) 情報**

町（総務部[防災班]ほか各部）は、警報、避難の指示を的確かつ迅速に住民、関係機関・団体へ伝達・通知します。

また、避難住民の誘導に必要な情報を適切に収集、分析、提供します。

ア 警報、避難の指示等

(ア) 警報

町長（総務部[防災班]ほか各部）は、県（防災局）から警報の通知（法46）を受信、確認したときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、順位）に従いその内容を住民及び関係のある公私の団体（自主防災組織、自治会など）へ伝達します。この際、米子警察署と協力します。（法47、54④）

伝達に際しては、自主防災組織等が平素から保有している情報を活用し、地域の実情に即した確実な情報伝達が行われるよう留意するとともに、災害時の情報受信が困難な者に対しても確実な情報伝達が行われるよう留意します。

また、鳥取県西部森林組合、南部町観光協会等と連携して、山間部における林業従事者、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

また、他の執行機関その他の関係機関（前述の公私の団体以外の法人で活動範囲が町の区域内に限られる機関）に通知します。（法47①）

警報の内容	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項	
伝達要領	1 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合	原則として同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。
	2 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合	原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により周知を図ります。

伝達手段	<ol style="list-style-type: none"> 1 サイレン、防災行政無線、区長による集落放送、広報車、消防団や自主防災組織による伝達など、最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとします。 2 あらかじめ地区ごとの伝達体制、伝達方法等を避難実施計画で定めるものとします。 3 必要に応じて米子警察署に協力を要請し、迅速かつ的確に住民等へ警報を伝達します。
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長（総務部[総務班]、福祉部[福祉班]、民生部[民生班]）は、県（文化観光局、福祉保健部）と連携し、高齢者、障害者、外国人等への伝達に特に配慮します。

(イ) 避難措置の指示

町（総務部[防災班]ほか各部）は、県（防災局）から避難措置の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。また、避難実施要領のパターンをもとに避難実施要領の概要を策定します。

避難措置の指示の内容

- 1 要避難地域（住民の避難が必要な地域）
- 2 避難先地域（住民の避難先となる地域）
- 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(ウ) 避難の指示

町（総務部[防災班]ほか各部）は、県（防災局）から避難の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。

また、県、米子警察署等関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を完成します。

避難の指示の内容

- 1 近接避難地域（※）を含む要避難地域
 - 2 受入地域
具体的な避難先市町村及び受入避難住民数
 - 3 具体的な避難の経路
「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく
 - 4 避難のための交通手段
 - 5 具体的な避難の段取り
いつ、どのように住民を避難させるか
- ※ 要避難地域の拡大設定
県は、地理的特性などに鑑みて必要と判断した場合、要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示することとされています。

※【避難の指示（一例）】

避難の指示（一例）

鳥取県知事
○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
- (1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・ 運送手段及び避難経路
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
 - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
 - ※ A市職員の誘導に従って避難する。
- (2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・ 運送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・
- (注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

- 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。
 - ・ 武力攻撃事態の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(エ) 避難実施要領

町（総務部[防災班、広報班]ほか各部）は、避難実施要領を定めた場合、警報に準じて伝達するほか、他の執行機関、県（防災局）、消防団、米子警察署、境海上保安部、自衛隊鳥取地方協力本部、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

避難実施要領の内容

- 1 避難先の市町村、避難所
 - 2 避難方法
直通運送、中継運送、折り返し運送等
 - 3 避難経路
集合施設から避難先までの間
 - 4 避難の交通手段
各地域から集合施設まで、集合施設から避難先までの間
 - 5 集合施設への集合要領
地域ごとの集合施設、集合時間、集合施設までの経路・手段等
 - 6 高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法
 - 7 避難住民の誘導に従事する職員、消防団員等の配置、誘導方法
 - 8 避難住民の確認方法
 - 9 避難先へ派遣する先遣隊の編成、活動要領
 - 10 避難先までの食品、飲料水、医療の確保、提供
 - 11 避難における諸注意事項
 - 12 県への応援要請内容、県の支援内容
 - 13 住民の避難に関して、関係機関が講ずべき措置の概要
- ※ 1～4は、県が指示又は調整

※【避難実施要領の内容（一例）】

避難実施要領（一例）

鳥取県南部町長
○月○日○時現在

- 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法
南部町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。
(1) 南部町のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・その他）
バスの場合：南部町A1地区の住民は、町立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号を利用して、B市立B1中学校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

(2) 南部町のA2地区の住民は、B市のB2地区にあるB市立B2小学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 町対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかけ、避難完了確認票を全戸に貼付する。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

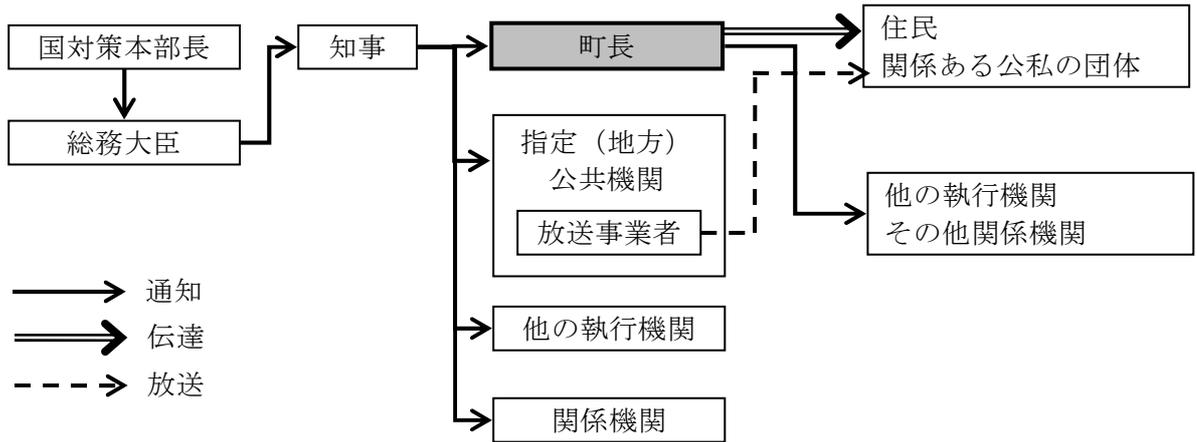
(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

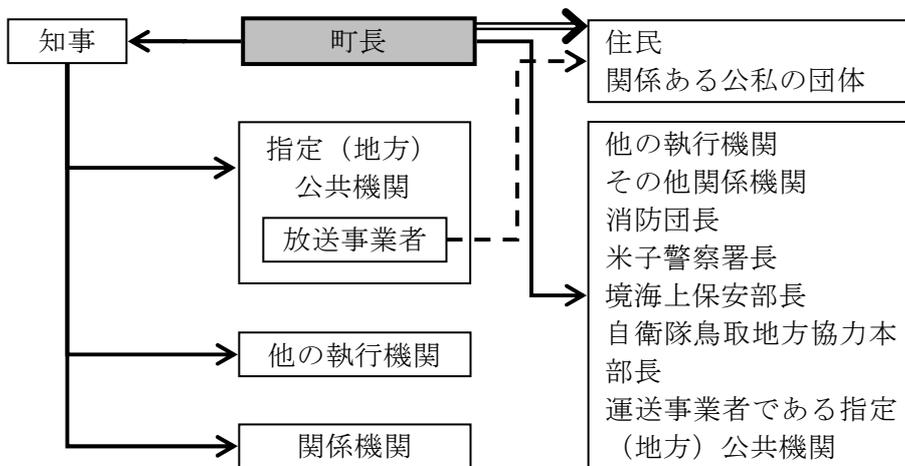
南部町対策本部	担当	〇〇〇〇
電	話	0859-66-3112
ファクシミリ		0859-66-4426

・・・以下略・・・

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



【避難実施要領の通知・伝達系統図】



イ 情報収集、分析、提供

(7) 情報収集

町（総務部[防災班]ほか各部）は、県、関係機関・団体などから、避難実施要領の決定、避難住民の誘導等に必要な情報を収集し、対策本部へ集約します。

また、自主防災組織、消防団、自治会などを通じて町内の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体の活動状況等についての的確に把握します。

情報収集項目、情報収集体制については、別紙第1「情報計画」参照

情報項目	情報内容
避難の経路、手段、方法に関する事項	1 県が示した避難の経路、交通手段、避難方法 2 要避難人数、高齢者、障害者、乳幼児等の状況 3 気象 4 避難先市町村の体制、収容可能状況（要援護者を含む） 5 運送事業者の状況、道路・港湾・空港の使用状況 6 交通規制状況
避難住民の誘導に関する事項	1 町の体制、消防団の体制 2 避難の間の食料、飲料水、医療、資機材確保状況 3 県の支援状況 4 消防、警察、海上保安部、自衛隊の部隊の体制、活動状況
その他必要な事項	1 被災情報 2 武力攻撃（予測）事態の状況

(1) 情報分析

町（総務部[防災班]ほか各部）は、収集した情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、対策本部の総合状況図、図表等に整理します。

この際、今後の状況の推移及び各機関の活動の重点と調整に注意します。

(ウ) 情報提供

町（総務部[広報班]、情報部[情報班]ほか各部）は、住民の安全確保及び避難に必要な情報について、的確かつ迅速に住民へ提供します。

また、関係機関・団体等の活動に必要な情報について、適時適切に提供します。

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

(ア) 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村に通報し、市町村に通報することができないときは、速やかに県（防災局）に通報することとされています。

(イ) 町長（総務部[防災班]）は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等が発生するおそれと対処の必要を認めるときは、速やかに県（防災局）に通知します。

(ウ) 通報・通知を受けた県（防災局）は、必要と認められた場合、その旨を関係機関・団体へ通知することとされています。

エ 安否情報

町長（福祉部[避難所班]）は、避難住民の誘導を開始したときは、自治会、自主防災組織等による情報、確認などの協力を得て、集合施設、乗車時などにおいて安否情報の収集、集約、提供を開始します。

安否情報の収集等に当たっては、米子警察署等によるスクリーニングへの協力を留意します。

オ 被災情報

町長（総務部[防災班]）は、町内で武力攻撃災害が発生したときは、発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、関係機関・団体と協力して収集し、速やかに県（防災局）、米子警察署、西部消防局に報告・伝達します。

また、安全確保に必要な情報についての的確かつ迅速に住民等へ提供するとともに、関係機関・団体の活動に必要な情報については直ちに連絡します。

カ 通信

町長（総務部[防災班]）は、防災行政無線等の情報通信手段を活用するとともに、武力攻撃事態等により通信施設等に支障が生じた場合は、安全確保に配慮しつつ、県、電気通信事業者等と連携して応急復旧を行います。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制

町は、県から避難の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導体制へ移行します。

(ア) 職員の参集、配置換え

町は、速やかに職員を参集し、併せて職員の安否の情報を確認します。

また、消防団長を通じ、消防団員を参集します。

この際、通常の業務は原則として停止し、避難住民の誘導関連課、避難が急を要する地区の誘導などに可能な限り職員、消防団員を配置します。

(イ) 避難住民の誘導

町（総務部[防災班、総務班]、福祉部[避難所班]ほか各部、消防団）は、避難実施要領に従い、町内における避難住民の誘導、集合施設での避難住民確認の体制を取ります。

この際、誘導、確認などが終了した地区を担当する職員などについては、必要に応じ他の地区等へ増援し、避難誘導を実施します。

また、必要に応じ、米子警察署長又は国民保護措置を命じられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

避難住民の誘導中に発生し又は発生するおそれがある武力攻撃災害に対処するため、西部消防局、米子警察署、自衛隊等との連携を強化します。

(エ) 町の避難

住民の避難の完了を確認後、無人化に伴う警戒措置、町管理に係る施設等の安全管理に必要な最小限度の職員を除き、町長以下職員等及び戸籍等重要書類・データも避難を実施し、町及び対策本部の体制、機能を維持します。

武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が当該市町村が実施すべき国民保護措置の事務を代行することとされています。

イ 対策本部等

対策本部長は、直ちに本部会議を開催し、避難実施要領その他避難住民の誘導に必要な事項を決定します。

本部会議には、必要に応じて関係機関の連絡要員の派遣を要請します。

(ア) 計画・運用係

避難住民の誘導について計画調整します。

(イ) 情報・広報係

避難住民の誘導に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整係

避難住民の誘導に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(エ) 現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

(オ) 現地調整所

関係機関との活動を調整するため、必要に応じ現地調整所を開設し、または、関係機関の設置した現地調整所へ職員、消防団員を派遣します。

ウ 関係機関の国民保護体制

町長（総務部[防災班]）は、避難の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有を図り、必要に応じて現地調整所を設置するなどの現地調整活動を重視します。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の収集、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 県の国民保護体制

a 県は、警報・避難措置の指示等を受け、避難住民の誘導支援体制をとることとされています。

b 住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、知事が、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議する（法58①）とともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行うこととされています。

町長（総務部[防災班]）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、町内の所要等を取りまとめ、県（防災局）に対する応援要請と連絡調整を行います。

(イ) 消防の国民保護体制

a 消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。

b また、県内の消防力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとされています。

- (ウ) 警察の国民保護体制
- a 警察本部は、警報・避難の指示等を受け、警察庁等と連絡の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。
 - b また、県内の警察力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、中国管区警察局等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請することとされています。
- (エ) 他市町村との連絡調整
- 町は、避難住民の誘導を行うに当たり、①近隣の市町村、②避難経路となる市町村、③避難住民の誘導を行う順番が近い市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。
- 特に県外への避難に当たっては、県（防災局）を通じて情報収集、連絡調整を行うとともに、避難経路となる市町村、避難先市町村に対する情報提供・収集及び連携に努めます。
- (オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法 21）
- 指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。
- 町は、町内で避難住民の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の誘導及び避難住民等の救援準備を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。
- (カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整
- 町は、町内で避難住民の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。
- (キ) 自衛隊の国民保護等派遣（法 15、20）
- 知事（防災局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備することとされています。
- a 町長（総務部[防災班]）は、自衛隊の実施する国民保護措置について以下のとおり実施します。
 - ① 避難実施要領を定めたときは、鳥取地方協力本部長に通知します。
 - ② 避難住民の誘導の円滑な実施及び武力攻撃災害への対処等、国民保護措置に関し必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の国民保護等派遣の要請を求めます。
また、通信の途絶等により知事への求めができないときは、その旨及び町内の国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡します。
 - ③ 避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令8②に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。
なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。
 - b この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

町長（物資部[物資班]、土木部[上下水道班]、福祉部[福祉班、避難所班]）は、避難の間、避難住民に対する食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行います。

県外避難の場合などで移動時間が長時間に及ぶ場合等は、必要に応じ、県、避難経路に当たる市町村等へ応援を要請します。

イ 補給必要量

町長（物資部[物資班]、土木部[上下水道班]、福祉部[福祉班、避難所班]）は、避難の指示の内容、町内の状況等に基づき、避難の間における食品、飲料水、医療の必要量を見積もり、県（防災局）に報告するとともに、応援を要請します。

ウ 取得

県（防災局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得し、緊急物資集積地域に一時集積するとともに、不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施することとされています。

町長（物資部[物資班]）は、原則として県から補給品を取得し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入体制を整備します。また、緊急を要する補給品については、必要に応じて直接取得します。

エ 配分

県は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を運送・配分するとともに、必要に応じ備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施することとされています。

町長（物資部[物資班]）は、集合場所、中継場所などに補給品を集積し、避難住民へ配分するとともに、必要に応じ自主防災組織等に対し配分等への協力を要請します。この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

町長（総務部[財政班]）は、速やかに避難住民を運送できるよう、県（企画部）との連絡調整、町内の運送手段等の円滑な運用に努めます。

この際、関係機関・団体との密接な連携、高齢者、障害者、乳幼児等の運送に特に注意します。

イ 避難経路

県（企画部、農林水産部、県土整備部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定することとされています。

町長（土木部[建設班]）は、町内の避難経路について常時情報を把握するとともに、集合施設周辺の道路、避難経路にアクセスする道路などで重要なものについても確保に努めます。

ウ 運送業務

(7) 避難実施計画の決定

県は、避難住民に係る運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）を策定することとされています。

町長（総務部[財政班]、民生部[民生班]、土木部[建設班]）は、県運送計画を受けて、町内の各地区、集合施設、各種施設ごとの避難実施計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

町長（総務部[財政班]）は、原則として県から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、町内の受入、運用体制を整備します。また、必要に応じて町内の指定（地方）公共機関以外の運送事業者へ運送を要請します。

(ウ) 運送の実施

- a 町長（総務部[財政班]）は、避難の間において町内の運送の進捗状況を把握し、適宜、県（防災局）へ報告するとともに、必要に応じて関係機関・団体との協議、調整を行います。
- b 町長（総務部[財政班]）は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由がないのに県による運送の求めに応じず、又は十分でないと認めるときは、県（防災局）に対しその旨を通知します。
- c 町長（総務部[財政班]）は、町内で活動する運送事業者の運送安全確保について配慮するとともに、武力攻撃の状況その他必要な情報を随時提供します。

エ 避難住民の誘導

(ア) 避難方式

町は、以下により、避難住民を誘導します。（原則事項）

項目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、自治会、事業所等を中心に集合施設で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、町職員、消防団員等の誘導により避難所への避難を実施します。 2 直接避難方式 避難の指示の際、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 高齢者、障害者、乳幼児、女性、子ども、傷病者等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2 武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地区の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、避難先地域に近い地区から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等の携行はできません。（盲導犬等を除く）

- a 避難方式は、原則として二段階避難方式（集合施設に集合した後、避難先地域へ避難する方法）とします。
- b 原則として自主防災組織、自治会等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する集団避難方式で避難を実施します。
 この際、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、避難場所に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。
 なお、NBCR兵器が使用された場合などには、屋内への集合が可能な集合施設の選定に配慮することとします。

【集合施設の選定基準】

区分	内容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等 （NBCR兵器使用の際などには、屋内への集合について配慮する。）
選定者	町が、自主防災組織や米子警察署、西部消防局等関係機関と協力し選定

- c 避難住民は、町等の職員、消防団員、自主防災組織、自治会等の誘導により集合場所への集合、避難所への避難を行います。
- d 住民は、平素から、近隣の集合施設の位置等について確認することが必要です。

(イ) 避難誘導に係る応援の要請

a 町長（総務部[防災班]）は、町の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、米子警察署等に対し以下のとおり避難住民の誘導を要請します。この場合、その旨を知事（防災局）に通知します。（法 63①）

また、要避難地域が広域におよぶ等の場合は、県（防災局）に対し、警察・自衛隊等による避難住民の誘導の要請（法 63②）及び要請の調整（法 63③）を求めます。

要 請 先	要 請 内 容
米子警察署長	警察官による避難住民の誘導スクリーニングの実施
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令 8②に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）	自衛官による避難住民の誘導

b 町長（総務部[防災班]）は、警察官等の避難住民の誘導時に米子警察署長等に対し、必要に応じて避難実施状況に関し必要な情報（避難住民の誘導の実施状況、避難住民の誘導の実施に当たって参考となる情報など）の提供を求めます。（法 64②）

c 町長（総務部[防災班]）は、警察官等の避難住民の誘導時に住民の生命、身体を保護するため緊急の必要があるときは、米子警察署長等に対し必要な限度内において避難住民の誘導に関する必要な措置（避難住民の誘導及びそれに付随する交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集など）を要請します。（法 64③）

オ 県による避難住民の誘導支援（法 63②③）

(ア) 県は、警察官等による避難住民の誘導に係る市町村長からの要請について、必要に応じて調整を行うこととされています。

(イ) 避難住民の誘導中の市町村から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、エ(イ) a に準じて避難住民の誘導を要請することとされています。

(ウ) 県は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じて以下のとおり指示、代執行を実施することとされています。（法 67）

項 目	状 況	業 務
避難住民の誘導の指示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
避難住民の誘導の代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われないとき	市町村長に通知した上で、県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
避難住民の誘導の補助	市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

カ 警察による避難住民の誘導

(ア) 警察署長は、市町村が避難実施要領を定めるに当たり意見を求められた場合あるいは助言が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な助言を行うこととされています。（法 61①）

(イ) 警察署長等は、市町村から警察官等による避難住民の誘導について要請を受けた場合又

は自らの判断で避難住民の誘導を行う場合は、市町村と協議し、市町村から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施することとされています。（法64①）

(ウ) 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置（警職法4）により避難を徹底することとされています。

キ 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する町職員、消防団員、県職員、消防吏員、警察官又は自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近にある者に対し、以下のとおり避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。この際、協力をする者の安全の確保に十分配慮します。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 町職員、消防団員等と一体となって避難住民を誘導 |
| 2 移動中における食品、飲料水等の配給 |
| 3 高齢者、障害者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助 |

ク 避難の確認及び残留者等への対応

(ア) 残留者の確認

町（民生部[民生班]ほか各部）は、住民の集合施設への移動開始後、自主防災組織、消防団、米子警察署と連携して、各戸を巡回し、避難に遅れた者がいないか確認し、確認後は、避難完了確認証を貼付します。

(イ) 警告、指示

避難住民を誘導する町職員、県職員、警察官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうな恐れがあるときは、必要な警告、指示を行います。

(ウ) 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官等は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じることとされています。

なお、警察官がいない場合は、消防吏員、自衛官がこれらの措置を講じることとされています。

(エ) 残留者の説得

避難住民を誘導する町職員、県職員、警察官、自衛官等は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めます。

(オ) 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で残留者等を避難させることができます。（警職法4）

ケ 高齢者、障害者、乳幼児等の避難

(ア) 高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導に係る計画の策定

県（福祉保健部）は、高齢者、障害者、乳幼児等及びそれらの施設などの状況を確認し、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画を策定することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、町内の各地区及び町立病院、高齢者施設、障害者施設、保育所等の施設に入院、滞在している高齢者、障害者、乳幼児等を避難させるため、施設の管理者、県（福祉保健部）、関係機関・団体と連絡調整の上、高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導に係る計画を策定します。

(イ) 特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導

特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の運送手段（ヘリコプター、救急車両など）については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、原則として県から運送手段を確保し、配備の日時、配備場所等を連絡調整するとともに、自主防災組織、消防団、自治会等の協力を得て配備場所へ誘導し、必要な場合は西部消防局等へ引き継ぎます。

また、特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した集合施設の開設、介助者の確保など町内の受入、運用体制を整備します。

また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送業者等へ集合施設までの運送などを要請します。

(ウ) その他の高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導

町長（福祉部[福祉班]）は、上記(イ)に掲げる以外の高齢者、障害者、乳幼児等について、以下のとおり避難誘導を実施します。この際、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得るとともに、必要な食品等の提供、必要が生じた場合の迅速な医療の対応などに注意します。

項 目	業 務
高齢者、障害者、乳幼児等の避難	1 在施設高齢者、障害者、乳幼児等 町立病院、高齢者施設、障害者施設、保育所等の長は、入所者等の避難を誘導します。 2 在宅高齢者、障害者、乳幼児等 町長（福祉部[福祉担当]）は、自治会、民生委員等の協力を得て、各地域内の在宅高齢者、障害者、乳幼児等の避難を誘導します。特に、自主防災組織が保有している情報の活用を重視します。

コ 交通規制の実施

公安委員会、警察は次のとおり交通規制を実施することとされています。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施できるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。
----	---

内容	<p>1 避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。</p> <p>2 交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。</p> <p>3 警察署長の助言 警察署長は、市町村が定める避難実施要領について、必要な助言をします。</p> <p>4 交通規制の決定 公安委員会又は警察署長は、避難の指示及び市町村が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。</p> <p>5 標識等の設置等 公安委員会又は警察署長は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置し、必要により交通検問所を設置します。 また、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。</p> <p>6 広報、連絡 警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。</p> <p>7 交通整理 警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。</p> <p>8 車両等の移動等の措置 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。</p> <p>9 緊急通行車両の確認 公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。</p> <p>10 交通規制の見直し 公安委員会又は警察署長は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。</p> <p>11 広域的な交通規制 公安委員会は、県、市町村への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察等との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。 また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を図ります。</p>
----	--

町長（総務部[防災班、広報班]）は、町内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、必要に応じ集合施設周辺などの交通規制について米子警察署長と協議します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

避難の間の医療等の提供については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、町内の医療等の状況を確認の上、県（福祉保健部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、集合施設、中継施設、臨時医療施設等において、避難住民へ医療を提供します。

また、引き続き感染症等の予防、警戒を実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には応急処置を行います。この際、医療施設における高度な治療が必要な場合の搬送先は要避難地域外を原則とします。

なお、町立病院については、避難住民への医療等の提供を行うとともに、入院患者等の避難を実施します。

イ 衛生支援組織

(7) 町内の衛生支援組織の活動

町長（福祉部[福祉班]）は、町内の状況を取りまとめ、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の設置、救護班の派遣及び治療を要する避難住民等の要避難地域外への搬送などを要請するとともに、臨時医療施設、救護班の町内における活動及び避難について連絡調整、支援を実施します。

(4) その他の施設等の活動

町長（福祉部[福祉班]）は、集合施設、中継施設の管理者等と連携して、避難住民等に対する応急手当を実施するとともに、治療を要する避難住民などについては速やかに臨時医療施設、要避難地域外などへ搬送します。

また、集合施設等に臨時医療施設が設置される場合、その場所等を確保します。

ウ 治療業務

県（福祉保健部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、医療等を提供することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、町内の町職員、消防団員、自主防災組織、自治会などを通じて随時町内の状況を把握の上、県（福祉保健部）に対し、避難の間の医療等の提供を要請するとともに、医療等の提供に必要な連絡調整、支援を行います。

また、町立病院において、可能な限り医療、助産を提供します。

この際、避難の間に新たに発生した傷病者等に対する医療の提供は、原則として臨時医療施設等における応急処置とし、可能な限り速やかに要避難地域外の医療施設へ搬送します。

エ 搬送業務

県（福祉保健部）は、避難等の状況に応じて搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等を行い、搬送を実施することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、搬送必要者数など町内の状況を確認し、県に対し、①町内の集合施設、臨時医療施設等への搬送、②要避難地域外への搬送、を要請するとともに、搬送車両等の受入れ等について連絡調整を行います。

この際、町立病院等における入院患者等の搬送についても併せて行います。

また、武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに県（福祉保健部）、西部消防局に第一報を通報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数及び被災者の状況、町内の道路状況などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部）は、避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、集合施設等における衛生の確保など、避難の間の防疫に努めるとともに、避難住民に感染症等が発生した場合には、県（米子保健所）と連携し、患者の隔離、消毒を優先に行い、感染症等の拡大を防止します。

カ 健康管理業務

町長（福祉部[避難所班]）は、集合施設、中継施設などにおいて避難住民の健康状況を把握し、必要に応じて医薬品、毛布、暖房施設の提供など、避難住民の健康維持に努めます。

この際、県（福祉保健部）は、必要な人員、資機材等を支援することとされています。

キ 町立病院業務

(7) 医療の実施

町立病院は、町立病院医療等実施計画を策定し、医療、助産などを実施します。

また、武力攻撃災害等が発生したときは、直ちに患者の受入れ、救護班の派遣など必要な措置を実施します。

この際不足する医療用人員、資機材、医薬品等については速やかに県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(イ) 避難等

町立病院は、町立病院避難計画を策定し、入院患者等の避難を実施します。

この際、入院患者等の搬送のための搬送車両・体制、医療用人員、資機材、医薬品等が不足する場合は、町長（福祉部[福祉班]）を通じて県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町長（福祉部[避難所班]、土木部[建設班]）は、避難の指示を受けたときは速やかに、集合施設、中継施設など避難住民の誘導に必要な施設を開設し、又は用地を確保します。

また、避難先地域における町役場仮庁舎、必要に応じ現地対策本部等の公共施設を設置します。

イ 建設

町長（福祉部[避難所班]、土木部[建設班]）は、集合施設、中継施設の管理者と連絡し、以下のとおり施設を開設します。

項目	業 務
施設の開設	1 集合施設等の管理者と連絡し、施設を開設します。
職員等の派遣	1 各集合施設等を担当する町職員、消防団員等を派遣します。 2 当該町職員等は、各集合施設等の運営、受付事務を行います。
資機材等の準備	1 通信機器、台帳類等、施設の運営、受付事務に必要な資機材等を整備します。
食品等の手配	1 避難の間の食品、飲料水等を集合施設等へ受け入れ、避難住民へ配布します。 2 必要に応じ、照明機器、冷暖房機器、トイレ、毛布、公衆電話等を手配します。
警備の依頼	1 必要に応じ、米子警察署等に集合施設等の警備を依頼します。

また、必要に応じ地区公民館等に現地対策本部、現地調整所等を設置し、また、可能であれば避難先地域に先遣隊を派遣して、県、避難先市町村等と連携を取りながら、避難先における町役場仮庁舎を開設します。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(7) 職員の配置

町長（総務部[総務班]）は、対策本部要員、避難住民の誘導、高齢者、障害者、乳幼児等の避難の支援、避難住民の運送用車両の受入れ等に必要な町職員、消防団員を配置します。

また、配置した職員からの情報、避難住民の誘導の進捗状況等に基づき、必要に応じ町

職員等の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請

町長（総務部[総務班]）は、必要な場合、速やかに職員の派遣要請、斡旋要請を行います。

- a 派遣要請が必要な職員の職種、人数等を把握します。
- b 県（総務部）と連絡調整を行い、職員の派遣を要請します。
- c 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。
- d 必要な場合速やかに県に職員派遣の斡旋を求めます。

(ウ) 職員の安全管理

町は、引き続き避難住民の誘導等に従事する町職員、消防団員等の安全確保に配慮します。

イ 被災者の捜索、救出

警察は、武力攻撃が発生したときは、消防ほか関係機関・団体と連絡調整の上、直ちに情報を収集し、被災者の捜索、救出を行うこととされています。

町長（総務部[防災班]）は、米子警察署、西部消防局、県（防災局）に対し第一報、被災情報などを速やかに提供するとともに、町内における活動について必要な連絡調整、支援を行います。この際、消防団は、西部消防局の所轄により被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町長（民生部[衛生班]）は、避難段階において死者が発生したときは、避難を優先しつつ、県と連携し要避難地域外への遺体の搬送に努めます。

(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 実施要領」の「(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「ア 武力攻撃災害の予防、対処準備」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 緊急通報の伝達

避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報の発令を県に要請し、県の緊急通報の発令を受け、住民等に緊急通報を伝達します。

b 退避の指示

避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア ライフライン等の確保

町長（土木部[建設班、上下水道班]）は、避難の間において、上下水道を確保し、水質検査などを実施するとともに、町内の電気、ガス、通信等のライフラインについて、県、中国電力米子営業所、県LPガス協会西部支部、NTT西日本鳥取支店などライフライン事業者等と連絡調整を行い可能な限り確保を図ります。

この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

イ 防犯等

(ア) 警報、避難の指示等により住民の間に不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」の「ウ 混乱の防止」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

(イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化地域に伴う窃盗事案等の発生、集合施設あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化等による警戒措置を行うこととされています。

町は、的確かつ迅速に米子警察署へ情報を提供し、必要に応じ要請等を行います。

ウ 住民への周知

町長（総務部[広報班]）は、県等と連携して各機関が実施する国民生活安定措置について、住民に対し広報を行い、不要不急の買占めの防止、防犯など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 町広報の実施

住民の安全かつ円滑な避難のため、町（総務部[広報班]）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内容
広報項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃（予測）事態の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、町などの対応状況 2 注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷静な避難の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報について、町に連絡するよう求める 3 集合施設への集合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区ごとの集合場所・集合時間 (2) 集合施設までの経路・手段等 (3) 貴重品など持ち出し品に係る手荷物の制限 (4) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと 4 避難、救援の概要 住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、県などで用意すること (2) 避難の計画（避難先地域、避難手段・経路など） (3) 救援の計画（避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質など） 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 児童生徒等の避難 (4) 交通機関の運行状況の把握 (5) 戸締り・火元・危険物の管理や他の安全対策等

	1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、区長による集落放送、広報車、CATV、インターネット、臨時町報、回覧など
注意事項	1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないよう、十分に注意します。 3 混乱の発生・拡大を防止するため、県及び町は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとしします。

(イ) 関係機関への要請

町長（総務部[広報班]）は、避難住民の誘導に当たり広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（企画部）	県広報とあわせた広報及び広報への協力要請 1 県広報による住民への広報 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請	1 警報、避難の指示の概要 2 防災行政無線等に注意すること 3 集合施設に集合すること 4 携行品は最小限とすること 5 戸締まり、火の元などに注意すること 6 武力攻撃災害の兆候等を発見した際は直ちに町等へ通報すること
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	
観光施設	場内放送等による客に対する広報	

(ウ) 障害者、外国人等への広報

町は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施します。

a 障害者

町（福祉部[福祉班]）は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県（福祉保健部）、障害者団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

b 外国人

町長（民生部[民生班]）は、外国人への広報について、県（文化観光局）、国際交流団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

イ 報道機関への情報提供

町長（総務部[広報班]）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

町長（総務部[広報担当]）は、町役場等に設置した相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体に必要な協力を要請します。

特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 町（教育部）

町（教育部）は町立学校に対し、警報、避難の指示等を伝達します。

この際、県（教育委員会）は、町（教育委員会）を支援することとされています。

(イ) 町立学校長

町立学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは教育委員会と協議し、児童生徒等の下校又は避難を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 町立学校長は、被災の有無や規模、児童生徒等及び教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に連絡します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童生徒等及び教職員の安全を最優先とし、直ちに西部消防局、米子警察署などの関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む）、初期消火、救出救助、下校等を実施します。

ウ 児童生徒等の保護

教育委員会は、児童生徒等の安全と避難を保障し、児童生徒等の教育を最大限可能な限り継続します。

(2) 応急保育

町長（福祉部[避難所班]）は、「(1) 応急教育」に準じて保育所の避難等を実施します。

(3) 文化財の保護

町（教育部）は、町指定文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更を実施することとし、所有者等を支援します。

また、県（教育委員会）等が実施する国指定文化財及び県指定文化財の保護措置を支援します。

(4) ボランティア等の流入防止

町長（総務部[広報班]、福祉部[ボランティア班]）は、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入を防止します。